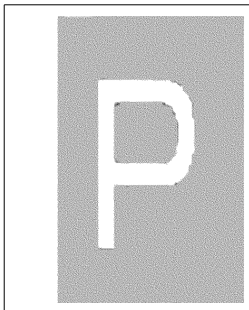
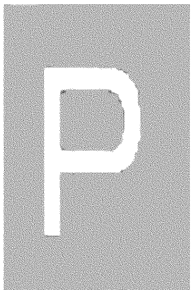
別表第二案内標識の部分中

 (90×60)	駐車場 (117-B)

を

(90×60)	駐車場 (117-B)

 (90×60)	駐車場 (117-B)
	サービス・エリア又は駐車場から本線への入口 (117の2)

に改め、同部分登坂車線の項中

(117の2-A)

を

(117の3-A)

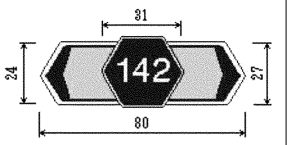
に、

(117の2-B)

を

(117の3-B)

に改め、同部分中

	都道府県道番号 (118の2-C)

を

	都道府県道番号 (118の2-C)
E1 E56 C4	高速道路番号 (118の3)

に改め、同部分総重量限度緩和指定道路の項中

(118の3-A)

を

(118の4-A)

に、

(118の3-B)

を

(118の4-B)

に改め、同部分高さ限度緩和指定道路の項中

(118の4-A)

を

(118の5-A)

に、

(118の4-B)

を

(118の5-B)

に、

(118の4-C)

を

(118の5-C)

に、

(118の4-D)

を

(118の5-D)

に改める。

別表第二の備考一の(一)の1中

(118の3-B)

を

(118の4-B)

に、

(118の4-B)

を

(118の5-B)

に、

(118の4-D)

を

(118の5-D)

に改め、同表の備考一の(一)の3中

(117の2-A)

を

(117の3-A)

に改め、同表の備考一の(一)中36を40とし、22から35までを四ずつ繰り下げ、同表の備考一の(一)の21中

(118の3-A・B)

を

(118の4-A・B)

に、

(118の4-A・B)

を

(118の5-A・B)

に改め、同表の備考一の(一)中21を25とし、20を24とし、19を23とし、18を21とし、同表の備考一の(一)の21の次に次のように加える。

22　「サービス・エリア、道の駅の予告」及び「サービス・エリア」を表示する案内標識には、必要がある場合は、次に図示したものに準じて、ETC通行車専用出口及び出口番号を表示することができる。